

令和5年2月

会 員 各 位

京 都 商 工 会 議 所
会 頭 塚 本 能 交

「公正・適正な取引」を通して 持続的に成長する社会経済を

平素より本所の事業運営にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

コロナ禍によって一時大きく低下した消費マインドは徐々に回復に向かっており、会員企業の皆様をはじめ京都企業の底力により、ようやくビジネスの現場に明るさが戻りつつあります。しかし、目下のエネルギー価格や原材料価格の高騰による物価上昇が続く中、多くの人や企業が豊かさを実感するためには、「成長」と「分配」の好循環を生み出すことが不可欠だと考えております。

このような状況に鑑み、日本商工会議所をはじめ日本経済団体連合会、経済同友会の経済3団体において、サプライチェーン全体での「成長」と賃上げを含む人への投資による「分配」の好循環を目指す「パートナーシップ構築宣言」の実効性向上に向けて、各団体の会員企業に働きかける共同要請が発出されました。受注側企業におけるコスト上昇分について積極的に価格協議に応じるとともに、取引対価に円滑に反映させるなど、パートナー企業との連携により、サプライチェーン全体の付加価値向上と、企業単体の取り組みでは解決できない社会的課題の解決を図ろうとするものです。

現在、長きにわたって停滞してきた我が国経済を好転させる正念場を迎えております。取引の適正化を通じて、サプライチェーン全体でコストと収益を公正かつ適正に分担することが重要となります。円滑な価格転嫁をぜひとも進めていただくとともに、とりわけ発注企業には価格協議について適切に対応するよう、役員のほか、調達部門や取引現場等にも周知・啓発いただきたく存じます。

本所といたしましても、引き続き、会員企業の賃上げを含む人への投資並びに設備投資等を後押しするため、公正・適正な取引環境の推進や、生産性・「稼ぐ力」の向上を目的とした経営支援に取り組むほか、補助金、資金繰り支援の拡充を国などに強く要望し、経営環境の改善に努めてまいります。

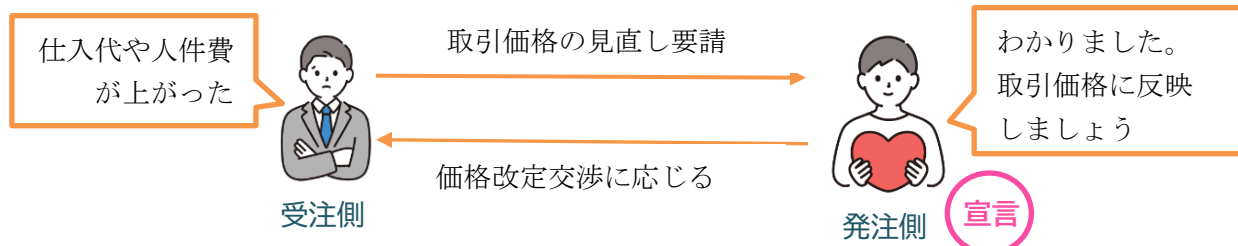
会員の皆様におかれましては、「パートナーシップ構築宣言」の趣旨にご賛同いただくとともに、公正・適正な取引を通じて、共存共栄の社会が実現するよう、特段のご配慮・ご理解いただきますようお願い申し上げます。

[添付書類]

- ①経済3団体共同要請文「パートナーシップ構築宣言」の実効性向上に向けて
- ②パートナーシップ構築宣言のチラシ

■パートナーシップ構築宣言について

企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取り組みです。企業は代表者の名前で、「サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング、グリーン調達等）」「振興基準の遵守」等に重点的に取り組むことを宣言します。御社におかれましてもパートナーシップ構築宣言をご検討ください。



■価格転嫁・生産性向上に関する支援策について

○下請かけこみ寺

企業間の取引全般に関する相談について弁護士等の無料相談を行っています。
TEL：0120-418-618



○不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

公正取引委員会は、取引先から不当なしわ寄せを受けるおそれのある中小事業者等から下請法に関する相談を受け付けています。
TEL：0120-060-110



○事業再構築補助金

新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援しています。



○ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援しています。



○小規模事業者持続化補助金（一般型）

小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取り組みの経費の一部を補助することで、生産性向上と持続的発展を支援しています。



○京都商工会議所の経営支援窓口 ※平日9時～17時

- ・ビジネスサポートデスク（上京区・中京区・下京区・東山区・山科区の事業所様）
住所：下京区四条通室町東入 京都経済センター3階 TEL：075-341-9790
- ・洛北ビジネスサポートデスク（北区、左京区の事業所様）
住所：左京区下鴨高木町6 アトリエフォー1階 TEL：075-701-0349
- ・洛西ビジネスサポートデスク（右京区、西京区の事業所様）
住所：右京区西院平町7 クラエンタービル5階 TEL：075-314-8771
- ・洛南ビジネスサポートデスク（南区、伏見区の事業所様）
住所：伏見区京町北7丁目11 増田組第2ビル1階 TEL：075-611-7085

「パートナーシップ構築宣言」の実効性向上に向けて

2023年1月13日

日本経済団体連合会 会長 十倉 雅和
日本商工会議所 会頭 小林 健
経済同友会 代表幹事 櫻田 謙悟

わが国経済は、過去20年以上にわたり物価、賃金、生産性がほぼ横ばいという停滞が続いてきた。現下のエネルギー・原材料価格の高騰、人手不足の深刻化といった内外の環境変化を契機に、わが国経済を停滞から成長へと転換させ、多くの人々が豊かさを実感できる社会の実現につなげることは経済界の責務でもある。

このためには、新たな付加価値の創造による「成長」と、公正・適正な取引や賃上げを含む人への投資による「分配」の好循環の実現が不可欠である。

この観点から官民挙げて推進している「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体での成長と分配の好循環を目指すものとして極めて重要な取組である。

しかしながら、宣言企業数は増加しているものの、昨年末の公正取引委員会や中小企業庁の調査結果で浮き彫りになったように、宣言の趣旨が自社調達部門等の取引現場に十分に浸透していない企業があるのが実態であり、宣言の実効性向上が急務である。

ここに経済3団体として、それぞれの会員企業に宣言の拡大を呼びかけるとともに、特に以下の点に留意しつつ、経営者自らが先頭に立って宣言内容の実行と社内や取引先への周知・徹底を図ることで宣言の実効性向上に万全を期するよう要請する。

1. 「パートナーシップ構築宣言」の積極的な宣言・実行・見直し・普及
 - 「パートナーシップ構築宣言」について、積極的に宣言・公表を行うとともに、実行とフォローのための社内体制を明確にし、確実な実行を図る。併せて、下請中小企業振興法の振興基準や、社会・経済情勢の変化を踏まえ、不断に内容を見直す。
 - 上記の宣言・実行・見直しについて、直接の取引先を通じてその先の取引先へ働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、実効性確保と社会全体への浸透を図る。

2. 公正・適正な取引の徹底

- 「パートナーシップ構築宣言」の趣旨および自社の宣言内容について、自社調達部門等の取引現場への浸透徹底を図るとともに、取引先に明示する。
- 受注側企業におけるコスト(労務費、原材料費、エネルギー価格等)上昇分について、積極的に価格協議に応じるとともに、取引対価へ円滑に反映する。
- 対価の支払いにおいて、約束手形の利用をできる限り廃止するとともに、現金により支払うよう努める。また、物品等の受領後、できる限り速やかに支払いを行う。特に下請取引においては、60日以内の支払いを徹底する。

3. サプライチェーン全体の成長に向けた取組み

- 商品・サービスに対してサプライチェーン全体で付加価値向上を図るとともに、適正な価格で最終消費者に提供することについて理解を得られるよう啓発を行う。
- パートナー企業との連携により、サプライチェーン全体の付加価値向上と企業単体の取組では解決できない社会的課題の解決に向けて、積極的に挑戦する。
- 自社の属する業種・業界・サプライチェーンにおける課題を適切に把握するとともに、業界内において依るべき優良な取引慣行について体系的な改善サイクルの確立を図る。

以 上

パートナーシップ構築宣言は
2020年6月に創設されました。

パートナーシップ 構築宣言

詳しくは
Webへ



<https://www.jcci.or.jp/partnership/>

大企業と中小企業が
共に成長
するために!

取引先との
持続可能な関係
を築くために!

パートナーシップ構築宣言とは? あらゆる規模・業種の企業や個人事業主に宣言いただけます

取引先とのパートナーシップを強化するなど「新たな共存共栄関係の構築」を企業の代表者名で宣言(コミット)するものです。



新たなパートナーシップ
規模・系列を超えた連携
お互いWin-Winの関係で!



適正な取引価格の実現
価格交渉ができる関係に!



下請代金の支払条件改善
資金繰りの改善!

Webサイトではパートナーシップ構築宣言の仕組みや目的などの動画、PDFをご覧ください。



「パートナーシップ構築宣言」プロモーションビデオ
～アフターコロナを勝ち抜く
トップの決断!～



「月刊石垣」別冊
「パートナーシップ構築宣言」
特集号

メリット・効果は?

「宣言」が公式ポータルサイト※に掲載・公表されます

中小企業庁のニュースリリースにも
掲載されます(不定期)。

※(公財)全国中小企業振興機関協会の運営サイト



宣言企業は「ロゴマーク」を使うことができます

名刺にロゴマークを入れて、取引先との共存共栄の関係を築こうとする会社(ホワイト企業)であることをアピールできます。



一部の補助金で加点措置が受けられます

「ものづくり等補助金」や「省エネ補助金」等で加点措置が受けられます。



最新の支援措置(補助金の加点措置)等は、QRコードからご覧いただけます。

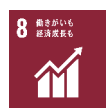
<https://www.biz-partnership.jp/info.html#chap-subsidy>



SDGs 「宣言」の取組みを実践することでSDGsも同時達成することになります

今や多くの企業が取組む「SDGs」(持続可能な開発目標)

「宣言」を通じて次の5つの目標に取り組んでいることになります。



積極的な宣言と実行で、サプライチェーン全体の
「成長」と「分配」の好循環を実現しましょう

日本商工会議所 会頭
小林 健

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

パートナーシップ 構築宣言

本宣言のひな形は、サイバー攻撃がサプライチェーン全体へ及ぼす影響の深刻化やテレワークによる労働環境の変化等により社会的要請が高まっていることを踏まえ、2022年4月1日に改正されました。宣言済み企業は修正して再提出が可能です(任意)。未宣言企業は改正後のひな形をご利用ください。

ひな形

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を 超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「TierN」から「TierN+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目) ※下記から積極的に取り組む項目を特定し項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- 企業間の連携(オープンイノベーション、M&A等の事業継承支援等)
- IT実装支援(共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等)
- 専門人材のマッチング
- グリーン化の取組(脱・低炭素化技術の共同開発、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等)
- 健康経営に関する取組(健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等)

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※下記①～⑤の取組内容は、「振興基準」(取引対価決定の際の協議、契約条件の書面交付等)を踏まえた上で、業界の取引形態に合わせて変更することが可能です。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

※型とは、金属、プラスチック、ゴム、ガラス等の素材を、それぞれ目的とする製品の成形加工用を使用される金型のことです。型を活用した取引を行っていない場合には、除外してください。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者にとり一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

(例) 取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で

"50/50(フィフティ・フィフティ)"とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等

(例) 約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

〇年〇月〇日

企業名

□□□□□ 株式会社

役職・氏名(代表権を有する者)

□□□□□ □□□□□